

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和4年4月14日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

1 その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
小橋きよのぶ後援会	高畠 俊文	小橋 順子	丸亀市郡家町68番地7
ノーカー党	大西 賢治	大西 賢治	仲多度郡多度津町堀江4丁目7番10-2号